農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

南阿蘇村

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
第4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・12
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・13
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・15
3 4 5	地域計画における協議の場設置の方法・区域基準・その他の事業 利用権設定等促進事業 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業
	その他の農業経営基盤強化を促進するために必要な事業 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
	別紙1(第6の2(1)関係)・・・・・・・・・・・・・・・26 別紙2(第6の2(2)関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	カロがに とし 9号のソフィモス 月美り永 ナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 南阿蘇村は、熊本県の東方阿蘇旧火口原のなかにあって、南郷谷の中心部に位置し、白川水源を源とする 白川が東西に流れている。水資源に恵まれており、従来から米と畜産を主体とした農業経営であったが、県 営圃場整備事業により区画整備が行われ、機械化による省力化が図られる一方、米などの生産調整が進む なか、飼料作物を主体とする転作から、現在では収益性の高いトマト、イチゴ等を中心とした施設園芸の導入 が盛んになっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として 産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経 営を展開する農家との間で労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合として の農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 南阿蘇村の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加したが、近年一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、農地の利用集積を円滑に推進するため、公益財団法人熊本県農業公社(農地中間管理機構)との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用した利用権の設定や所有権の移転を促進する。加えて、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社を設立し、農地保全事業や新規就農者の育成事業に取り組む。
- 3 南阿蘇村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力と やりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定 的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南阿蘇村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人当たり302万円以上、年間労働時間(農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 南阿蘇村は、将来の南阿蘇村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を 考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長する ことを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤 強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南阿蘇村は阿蘇農業協同組合、農業委員会、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、これらの団体で構成された南阿蘇村担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の南阿蘇村担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示や6次産業化などの経営の多角化、複合化への取組の支援を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意 欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の 一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、既に南阿蘇村にある各地域の営農集団と連携をとり、土地利用調整を全村的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

さらに、このような農地貸借による経営基盤拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各地区の営農集団の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への推進を図る。

特に、中山間地域である本村においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産 組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る とともに、認定農業者についても、効率的かつ安定的な農業経営基盤強化を促進し、法人化に向けた各種 講習会、個別指導相談事業の充実を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の 推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の 積極的な地域農業への参加・協力を促進し、家族経営協定締結による女性農業者の農業経営へのより一層 の参画を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、 農業委員会、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社、農業協同組合、土地改良区及び南阿蘇村担い手育 成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南阿蘇村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 南阿蘇村は、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会において認定農業者、及び今後認定を受けようとする 農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理 化等の経営改善方策の提示等の重点的指導、また農協支所単位の研修会の開催等を熊本県県北広域本 部阿蘇地域振興局農業普及・振興課の協力を受けつつ行う。

特に県営及び団体営圃場整備事業の実施地区においては、農業生産の集積を促進するため、営農組織の重点的な育成を図り、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会と関係機関が連携し、必要な機械施設の整

備、組織運営に係る研修、濃密な指導を行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農家に対しては、新規の集約的作目導入を図るため、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会、農協、実需者、流通関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲との組み合わせ、転作作物としての導入などの複合経営への発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の認定期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資する ため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営むうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1)新規就農の現状

南阿蘇村の令和3年(2021年)5月から令和4年(2022年)4月までの親元就農者、新規参入者、雇用 就農者を含む新規就農者は16人であった。従来からの基幹作物である水稲、トマト、ミニトマト、アスパラ等 の施設園芸の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安 定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)(1)に掲げる状況を踏まえ、南阿蘇村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標と、熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標 600 人を踏まえ、南阿蘇村においては年間 8 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農者の受け皿となる法人を 10 年間で 2 増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

南阿蘇村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として250万円程度を目標とする。

(3)新たに農業経営を営むうとする青年等の確保に向けた南阿蘇村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課やJA阿蘇、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社、生産組合等が重点的な指導を行うとともに、南阿蘇村農業研修生受入協議会の受入農家や「農業師匠」の取組み等を活用し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4)地域ごとに推進する取組

ア白水地区

従来からの基幹作物であるトマト、ミニトマト、メロン等の施設園芸作物を栽培及び低農薬、無農薬米等を推進する白水地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3 人程度)を重点的に進め、 JA阿蘇、生産組合等と連携し、トマト、ミニトマト等の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 久木野地区

従来からの基幹作物であるアスパラ、トマト等の施設園芸作物栽培及び水稲、そばの作付並びに有畜農家と連携した飼料作物生産が主要生産基盤とする久木野地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3 人程度)を重点的に進め、JA阿蘇、生産組合等と連携し、アスパラ、トマトの栽培技術の指導や販路の確保を行うとともに、営農組織等におけるオペレーター育成など当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

ウ長陽地区

長陽地区においては、既存の有機農産物生産組織等の協力のもと、有機無農薬栽培を希望する新規 就農施策を重点的に推進するとともに、東海大学農学部やJA阿蘇、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興 局農業普及・振興課、その他の関係機関、組織等と連携し、生産管理体制の技術向上、新技術の導入、 販路拡大等、青年層が意欲を持って就農できる環境を整え、将来的に同地区が有機農産物栽培における 中心的地域として、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的 に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ 安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標として、現に南阿蘇村及 び周辺町村で展開している優良事例を踏まえ、南阿蘇村における主要な営農類型についてこれを示すと次の とおりである。

指標の策定にあたっては、次の事項を前提とする。

- (1)類型設定の基準
 - ①個別経営体
 - ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経 営パターン。

- (ア)自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2~3人
- (イ)雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入
- イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(2) 経営パターン

(家族経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作+大豆	<作付面積等> 水稲 20.0ha 大豆 2.0ha <経営面積> 22.0ha	<資本整備>トラクター 60ps コンバイン 5条刈 播種機 側条施肥田植機6条 <その他>・早生・中生品種を組合 せた労働力分散 ・省力化低コスト技術の導入 ・作期幅拡大による中型 機械体系の確立	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+夏秋トマト	<作付面積> 夏秋トマト 0.3ha 水稲 5.0ha <経営面積> 5.3ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・接木栽培による連作栽培 ・耐候性ハウスの導入 ・溶液土耕栽培(バックカルチャー)の導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲+イチゴ	<作付面積> イチゴ 0.3ha 水稲 3.0ha <経営面積> 3.3ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・接木栽培による連作栽培 培 ・耐候性ハウスの導入 ・低温処理による花芽分化の促進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+トルコギキョウ	<作付面積> トルコギキョウ 0.35ha 水稲 6.0ha <経営面積> 6.35ha	<資本整備> トラクター 30ps ビニールハウス 3500㎡ 散粒機 管理機 ミスト機 <その他> ・優良品種の選定 ・排水対策の徹底 ・土作りの実施	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作+スターチス	<作付面積> スターチス 0.5ha 水稲 6.0ha <経営面積> 6.5ha	<資本整備>トラクター 30ps ビニールハウス 2000㎡ 溶液栽培施設、複合環境 制御装置、無人防除機、 土壌消毒機、自動潅水施設、温湯又は温風加湿器 <その他> ・施設の集団化 ・耐候性施設、複合環境 制御装置の導入 ・自走式無人防除機、客 土深耕、土壌改良資材 の投入 ・肥培管理の省力化と徹底	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+アスパラガス	<作付面積> アスパラガス 0.3ha 水稲 5.0ha <経営面積> 5.3ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 5000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・フルオープンハウス(高 温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+春夏メロン+夏秋ミニトマト	<作付面積> 水稲 5.0ha 春夏メロン 0.3ha 夏秋ミニトマト 0.3ha <経営面積> 5.6ha	< 資本整備 > トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動噴 < その他 > ・耐候性ハウスの導入 ・基盤整備(潅水施設、用排水分離等) ・省力化と着果安定の為のミツバチ利用 ・輪作体系の確立・水稲の基幹作業は営農組織に委託	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+ ブドウ(観光)	<作付面積> 水稲 5.0ha ブドウ 0.6ha <経営面積> 5.6ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 6000㎡ 動噴 <その他> ・優良品種選定 ・排水対策の徹底 ・適宜剪定	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

水稲作+ イチゴ(観光)	<作付面積> 水稲 2.5ha イチゴ 0.6ha <経営面積> 3.1ha	<資本整備>トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動噴 <その他> ・共同育苗による省力化 ・耐候性ハウスの導入 ・電照利用による生育促 進 ・低温処理による花芽分 化の促進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
水稲作+肉用牛	<作付面積> 水稲 5.0ha 繁殖牛 35頭 肥育牛 25頭 育成牛 14頭 飼料用トウモロコシ 0.5ha 牧草 0.5ha <経営面積> 6.0ha	〈資本整備〉 繁殖牛舎 360㎡ 肥育牛舎 700㎡ 堆肥舎 112㎡ トラクター 60・32ps 飼料生産機械一式 ショベルローダー 〈その他〉 ・飼料畑の団地化 ・産肉料性の上のため枝肉 が産肉性活用に及び用とと が開きなが明るを良基ででの他 を良雄性中の確保 ・増地に17~19ヶ月) はあるでの由上 のでは変響と資金の向上	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
酪 農 (スタンチョン式)	<作付面積> 青刈り トウモロコシ イタリアン ライグラス 4.0ha (自家飼料) ホルスタイン 経産牛 50頭	<資本整備> 搾乳牛舎 350㎡ パイプラインミルカー 堆肥舎 200㎡ トラクター 65ps ポンプタンカー ロールベーラー コーンハーベスター プランター ブロードキャスター チスクハロー モアーコンデショナー レーキ	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保

(法人経営)

(四)の正白)				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<作付面積等> 夏秋トマト 1.7ha <経営面積> 1.7ha	<資本整備> トラクター 32ps 耐候性連棟ハウス 14000㎡ ビニールハウス 3000㎡ 灌水装置 動噴	・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善

(協業経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 大豆	<作付面積等> 水稲 20.0ha 大豆 8.0ha <経営面積> 28.0ha	〈資本装備〉トラクター 32ps 自脱型コンバイン 5条 乗用田植機 6条 大規模乾燥調整貯蔵施 設 播種機 大豆脱粒機 大豆選別機 <その他> ・省力化低コスト技術の推 進 ・作期幅拡大による中型 機械体系の確立	・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・休日制の導入・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)のイに示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標として、現に南阿蘇村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南阿蘇村に おける主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

経営パターン

(家族経営)

(多族経呂)		T	I	1
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作+作業受託露地野菜(深ネギ)	<作付面積等> 水稲 5.0ha 露地野菜 0.5ha <経営面積> 5.5ha	<資本整備>トラクター 60ps ロータリー 1.8m 播種機 動力噴霧器 管理機 ※田植機・コンバインは受託 による。 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・早生・中生品種を組み合せ た労働力分散 ・省力化低コスト技術の推進 ・作期幅拡大による中型機械 体系の確立	・帳簿記載の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
夏秋トマト+露地野菜	<作付面積> 夏秋トマト 0.3ha 露地野菜 0.3ha <経営面積> 0.6ha	<資本整備> トラクター 20ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧器 ロータリー 管理機 畝立機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・接木栽培による連作栽培 ・訪花昆虫利用 ・排水良好で有機質に富む土 壌	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施・経営の体質 2 強化のための方実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
ミニトマト+露地野菜(里芋)	<作付面積> ミニトマト 0.3ha 露地野菜 0.2ha <経営面積> 0.5ha	<資本整備> トラクター 20ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧器 管理機 畝立機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・排水良好で有機質に富む土 壌	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施・経営の体質自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
アスパラガス	<作付面積> アスパラガス 0.4ha 水稲 0.3ha <経営面積> 0.7ha	<資本整備> ビニールハウス 4000㎡ 動力噴霧器 管理機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・通気性、排水性、保水性が高く有機質を多く含む圃場	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入・青色申告の実施・経営の体質音己	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
イチゴ	<作付面積> イチゴ 0.2ha 露地野菜0.3ha <経営面積> 0.5ha	<資本整備> ビニールハウス 2000㎡ トラクター 20ps 畝立機 動力噴霧器 管理機 育苗施設 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・排水良好な有機質に富んだ 保水力の高い土壌	・帳簿記帳の実施 による経営と家 計の分離 ・経営管理の合理 化を図るため情報管理機器(パ ソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保

(法人経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<作付面積等> 夏秋トマト 0.8ha 深ネギ 0.5ha <経営面積> 1.3ha	く資本整備> トラクター 24ps ビニールハウス 8500 m² 灌水装置 動噴 管理機 ※機械はリース、中古等含	・経営管理の合理化を 図るため情報管理 機器(パソコン)の導 入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善

(協業経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作+露地野菜(深ネギ)	<作付面積等> 水稲 10.0ha 露地野菜 1.0ha <経営面積> 11.0ha	〈資本装備〉トラクター 60ps 自脱型コンバイン 4条乗種機 6条 播種機 6条 播種機 動植機 掘りで 機械はリース、中古等 含くその他〉・早生・中生品種を組みみ ウェッサ といって 当力化低コスト技術の推進 作期幅拡大による中機 機械体系の確立	・帳簿記帳の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実	・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善

第4 新たに農業経営を営むうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1)農業を担う者の確保及び育成の考え方

① 受入環境の整備

南阿蘇村農業研修生受入協議会における既存の農業研修受入体制組織を軸に、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、JAなどと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、令和3年度から村内の農地の維持と新規就農者の育成、土地利用型作物の振興による農地の活用を目的に南阿蘇村農業みらい公社を設立。その事業の一環として新規就農育成事業を遂行し、就農希望者を「地域おこし協力隊」として迎え、2年間農業公社が中間保有する農地での作物生産や、農家での研修を通じて知識や技術を身につけ独立を促し担い手の確保を図る。

前者は、主にトマト、アスパラガス、イチゴなど施設園芸の研修を行い、後者は、米、麦、大豆、雑穀、露地野菜などの土地利用型の研修を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

③ 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南阿蘇村が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、農業委員、指導農業士、JA阿蘇、生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回の面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

(2) 村が主体的に行う取組

① 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために阿蘇地域新規就農者交流会への参加を促すとともに、南阿蘇村青年農業者組織、南阿蘇村認定農業者の会等との交流の機会を設ける。また、経営開始に当たって、地域計画又は人・農地プランへの位置付けを促すとともに、国の経営開始資金や青年等就農資金を積極的に活用し、就農初期の収入が不安定な期間の経営安定を支援する。

② 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課による阿蘇地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の 作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着 へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策 定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3)関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については南阿蘇村農業研修生受入協議会や「農業師匠」の 取組みを活用し、技術や経営ノウハウの習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導 等フォローアップについては熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、JA組織、南阿蘇 村認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織 が役割を分担しながら各種取組を進める。

- (4)就農希望者とのマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
 - ①南阿蘇村農業研修生受入協議会は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、熊本県新規就農支援センターに情報提供する。
 - ②村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、熊本県新規就農支援センターに情報提供す るとともに、熊本県新規就農支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、村と連携して円滑に継 承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次 に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集 積の目標	備考
面積のシェア:80%	
なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な	
農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

- (注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営 体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、 収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施してい る農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。
 - 2 目標年次は令和11年(2029年)とする。
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- (1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南阿蘇村の白水地区では、畜産又は、イチゴ、トマト、メロン等を中心とした施設園芸と水稲による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しており担い手への農地の利用集積が進んでいるが、近年の燃料高騰等による経営への影響は大きく、農業従事者の高齢化等と相まって農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、久木野地区では、稲作を主体とした農業経営が多く、一部の農作業については農作業受託組合・農事組合法人が地域の担い手として農地の利用集積が進んでいるが、近年ではオペレーターの高齢化などによりオペレーターの担い手不足が懸念され、一部の農作業についての利用集積が今後行われなくなるのではないかと危惧される。

なお、長陽地区では稲作を主体とした農業経営が多いが兼業農家が多く、高齢化や後継者不足による担い手に利用されない農地で維持管理農用地の増加傾向にある。

(2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南阿蘇村では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予想され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地域では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3)地域計画の実現のため、担い手のへの農用地の集約化や経営体による農用地の利用について 南阿蘇村において作成する地域計画の実現を図るため、各地区で場を設け、地域の現状や課題を洗い出 し、農業の将来について協議を行う。また、農地の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用 地の集約化を進めるため、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社及び農地中間管理事業を活用して、 担い手への農地集積を推進する。

また、担い手不足の地域では、農事組合法人や農業機械共同利用組合等の農作業受託面積を広げることで農地の集積及び集約を図る。それに加えて新規就農の促進を行い、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南阿蘇村は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、南阿蘇村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南阿蘇村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画における協議の場設置の方法・区域基準・その他の事業
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業
- 6 その他の農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、南阿蘇村農業の特性を踏まえてそれぞれ実情に即して実施するものとする。なお、圃場整備事業が実施されている地域においては生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるよう努める。また、中山間地域である村内の全地域においては、特に営農集落組織の活動を更に活発化することにより、担い手不足が懸念されている地域の遊休農用地の解消に努め、更に集落営農組織に対して特定農業法人制度についての普及啓発を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画における協議の場設置の方法・区域基準・その他の事業

- (1) 地域計画における協議の設置の方法及び区域の基準
 - 平成24年から25年度で作成された南阿蘇村における人農地プランが31地区あり、これまでその実質化が各地区で行われてきた。地域計画においても当該31地区を継承し協議の場を
 - 設置する。また、その区域の基準としてもこれまでの31プランの区域内の農地とする。
- (2) 地域計画策定に向けた取り組み
 - ① 各地区で担い手や新規就農者等関係者に呼びかけ、地域農業の将来の在り方や農用地の集積・集約 化等の協議を行い、その結果を取りまとめホームページ等で公表する。
 - ② 農業委員会は①の結果を踏まえて、農地の出し手及び受け手の意向を基に農地の集団化の範囲を落とし込み行い、目標地図素案を村へ提出する。
 - ③ 村は、地域計画の案を作成し、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴収する。その後、地域で説明会を実施、地域の理解を得たのち、村の広報やホームページを通じて公告し、公告日から2週間の縦覧を行う。
 - ④ 村は、縦覧後計画を定め、広報やホームページに公告し、併せて電子データを熊本県、農業委員会、 農地バンクにその電子データを送付する。
 - ⑤ 公表後も、年1回以上は、計画の進捗管理を行い随時更新制度の向上を図る。
- (3) 地域計画に基づく農用地の利用権設定等について
 - ① 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地等について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対し、当該農用地等 について農地中管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。
 - ② 当計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用

権の設定を行うよう努めるものとする。

- ③ 農業委員会は、当計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転について斡旋を受けたい旨の申し出があり、かつ農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するように利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、農業者に対する農用地の利用の集積を図るため、当該農地中間管理機構による買入れが特に必要である認めたときは、村へ対し次項の規定による通知をするよう要請することができる。
 - (ア) 通知があった場合は、申し出があった日から起算して三週間以内にこれを行うものとする。
 - (イ) 通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れ の協議を拒んではならない。
 - (ウ) 通知を受けた農用地の所有者は、通知があった日から起算して三週間以内を経過するまでの間は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧法」という。)法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。)を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人に あっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入 地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業 後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正 化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地 を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に 掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に おけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認 められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営 を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人 の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。) が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2)利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 南阿蘇村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から旧法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南阿蘇村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとき に農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得る ものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に 従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 南阿蘇村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 南阿蘇村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 南阿蘇村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ① 南阿蘇村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行お うとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の 調整が調ったときは、南阿蘇村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南阿蘇村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良 法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地 の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認 めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率 化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 南阿蘇村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南阿蘇村は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、南阿蘇村は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南阿蘇村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期 (又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の 経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業 の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業 委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次 に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ)原状回復の費用の負担者
 - (ウ)原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ)賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- (7) ①に規定する者の農業経営の状況

(8)同意

南阿蘇村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9)公告

南阿蘇村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南阿蘇村の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

南阿蘇村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12)紛争の処理

南阿蘇村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

- ① 南阿蘇村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上 の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営 を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕 作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 南阿蘇村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた 農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、 これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ(①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 南阿蘇村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を南阿蘇村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 南阿蘇村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項。

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南阿蘇村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、 農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用 改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や 校区、共同乾燥調整施設、旧村単位で行われている場合は、当該単位)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあたっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措

置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成 員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平 成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考 様式第6-1号を南阿蘇村に提出して、農用地利用規程について南阿蘇村の認定を受けることができ る。
- ② 南阿蘇村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに 従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 南阿蘇村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南阿蘇村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用 改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業 上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその 所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業 経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地につ いて農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を 営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強 化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農 業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定 めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事 項
- ③ 南阿蘇村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい 旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しく は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託 を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体も含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は,当該特定農用地利用規程で 定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内 における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用 地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利 用を図るよう努めるものとする

(8)農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南阿蘇村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南阿蘇村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1)農作業の受委託の促進

南阿蘇村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

南阿蘇村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たな農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項
 - ① 南阿蘇村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
 - ② 南阿蘇村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南阿蘇村は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の 関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 南阿蘇村は、効率的かつ安定的な農業経営の実現をめざして農業者や集落の合意形成を進めるための啓発活動を行うとともに、指導者や組織リーダーの育成のための研修会の開催や、集出荷 施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を 図っていく上での条件整備を図る。
- ② 南阿蘇村は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって 望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 南阿蘇村は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じた望ましい農業経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利

用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

④ 南阿蘇村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3)推進体制等

① 事業推進体制等

南阿蘇村は、農業委員会、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課、農業協同組合、 土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するととも に、今後 10年間にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営 の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このよ うな長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確 化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の 集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南阿蘇村は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この基本構想は、平成23年9月26日から施行する。
- この基本構想は、平成26年 9月25日から施行する。
- この基本構想は、平成30年3月30日から施行する。
- この基本構想は、令和 5年9月19日から施行する。

別 紙1(第6の2(2)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、 農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当 該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜 産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運 営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における その開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2)農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を 行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げ る法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2(第6の2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

TO SOCIETE TO THE STATE OF THE	具 旧である。 T		
①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の 償還
1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利のに応期間といる。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作の通常の栽培期間でないと認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間は、1、移転される利用権の残存期間を定(又は移転)される利用権の方には3事者が当該利用権の存続期間(又は残存的当事者が当該利用権の存続期間)の中途において解約するを定めるものとする。	1 農用地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案しては、その採草放牧地の近隣の推進しては、その採草放牧地の近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の間できば、そのがでからのででは、固定資産が、上間を変を勘案してりまする。 3 開発してりまする。 3 開発しては、関発発用の自力を発揮を表してりますの。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、集算したのの借賃は、それを金額に換算によって賃額が、上記1から3までの規定によって賃額が、上記1から3までの規定によって方と対るものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積 計画に定める日までに当該年に 係る借賃の金額を一時に支払う ものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定す る農業協同組合等の金融機関 の口座に振り込むことにより、そ の他の場合は、賃貸人の住所 に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定め た場合には、原則として毎年一 定の期日までに当該年に係る 借賃の支払等を履行するものと する。	・

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

₩ LI			
①存続期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その 混牧林地の近傍の混牧林地 の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益に勘 集して算定する。 2 農業用施設用地について は、その農業用施設用地の 近傍の農業用施設用地の借 賃の額に比準して算定し、その 農業用施設用地の借 賃の借賃がないときは、その 農業用施設用地の借賃の 額、固定資産税評価額等を 勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地と することが適当な土地につい ては、Iの②の3と同じ。	I の③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の 受託に係る販売額(共済金を 含む。)から農業の経営に係 る経費を控除することにより算 定する。 2 1の場合において、受託経費 の算定に当たっては、農業資 材費、農業機械施設の償却 費、事務管理費等のほか、農 作業実施者又は農業経営受 託者の適正な労賃・報酬が確 保されるようにするものとす る。	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有者の移転の時期
①対価の算定基準 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	②対価の支払方法 農用地利用集積計画に定める所有権の移転 の対価の支払期限までに所有権の移転を受け る者が所有権の移転を行う者の指定する農業 協同組合等の金融機関の口座に振り込むこと により、又は所有権の移転を行う者の住所に持 参して支払うものとする。	③所有者の移転の時期 農用地利用集積計画に定める所有権の移 転の対価の支払期限までに対価の全部の 支払いが行われたときは、当該農用地利用 集積計画に定める所有権の移転の時期に 所有権は移転し、対価の支払期限までに対 価の全部の支払いが行われないときは、当 該所有権の移転に係る農用地利用集積計 画に基づく法律関係は失効するものとする。